25　法第七十条の六の四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　林業経営相続人又は特例山林について、法第七十条の六の四第十八項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨
二　前号の事実が生じた特例山林の面積及びその所在場所並びに当該特例山林について法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けている林業経営相続人及び当該林業経営相続人に係る被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所
三　法第七十条の六の四第十八項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る認定、確認、報告の受理その他の行為の内容
四　その他参考となるべき事項
26　法第七十条の六の四第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人に係る被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所
二　前号の林業経営相続人が同号の被相続人から法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした山林に係る同項に規定する相続税の申告書が提出された日
三　第一号の林業経営相続人が前号の山林について法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けている旨並びに同項の規定の適用に係る特例山林の面積及びその所在場所
四　その他法第七十条の六の四第十九項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項

第二十三条の九第四項第一号中「第九条」を「（昭和二十九年法律第百十五号）第九条」に改める。

第二十三条の十三第四項中「が同項」を「又は同条第四項に規定する林業経営相続人が同条第三項又は第四項」に改める。

第二十三条の十四第二項第一号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林施業の実施」を「森林の経営」に改め、同項第二号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「当該区域内に」を「当該区域内に、」に改め、「地区内」の下に「又は計画的伐採対象森林の区域以外の区域内」を加え、同項第三号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林施業の実施」を「森林の経営」に、「立木が」を「立木が、」に改め、「地区内」の下に「又は計画的伐採対象森林の区域以外の区域内」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十三条第一項第一号ロ」を「第十三条第二項第一号」に、「同項第二号に規定する長伐期施業森林」を「長伐期施業森林（森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として当該市町村森林整備計画において定められている森林をいう。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十条の八の二第一項及び施行令第四十条の九第一項に規定する一体として効率的に森林施業を行うこととされている立木として財務省令で定めるものは、森林法施行規則第十条第一号に規定する計画的伐採対象森林（第三項において「計画的伐採対象森林」という。）とする。

第二十四条の十第二号中「（当該特定工場が同法第十五条の四に規定する指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該特定工場の設置の場所を管轄する同条に規定する指定都市の長）」を「又は市長」に改める。

第二十五条第一項中「次条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項」を「以下第二十六条の二まで」に改める。

第二十六条第二項中「取得したこと」の下に「、当該家屋に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の別」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第二十六条の二　法第七十四条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋についての市町村長等の施行令第四十一条の規定による証明書で、当該家屋が同項に規定する認定低炭素住宅（次項において「認定低炭素住宅」という。）に該当するものであること、当該家屋が新築されたものであること又は建築後使用されたことのないものであること及び当該家屋の新築又は取得の年月日の記載があるものを添付しなければならない。

2　法第七十四条の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋についての市町村長等の施行令第四十一条の規定による証明書で、当該家屋が認定低炭素住宅に該当するものであること、当該家屋が建築後使用されたことのないものであること、当該家屋を売買又は競落により取得したこと及び当該家屋の取得の年月日の記載があるものを添付しなければならない。

3　第二十五条の二第三項の規定は、法第七十四条の二第二項の規定の適用を受ける場合について準用する。

第二十八条中「都道府県知事（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二十八条に規定する指定都市等においては、当該指定都市等の長）」を「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）」に、「こと及び」を「こと、当該マンション建替事業に係る施行令第四十二条の三第一項に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が同項の基準に適合するものであること並びに」に改め、同条第三号イ中「（施行令第四十二条の三第一項」を「（施行令第四十二条の三第二項」に改め、同号イ(2)中「第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第二項」に、「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改め、同号イ(3)中「第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第二項」に改める。

第三十条の二第四項中「以下この項」を「第一号」に、「者の」を「登記を受ける者の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第八十条第二項第一号に掲げる者　当該資本金の額の増加を行う者の次に掲げる区分に応じ次に定める事項
イ　施行令第四十二条の六第三項第一号に掲げる者　当該登記に係る資本金の額の増加が同号イに掲げる株式の引受けによるものであること又は当該登記に係る資本金の額の増加が同号ロに掲げる株式の取得によるものであること及び当該株式の取得が同号ロに規定する株式交換等によるものであること並びに当該株式の引受け又は取得に係る法第八十条第二項に規定する内閣総理大臣の決定の日
ロ　施行令第四十二条の六第三項第二号に掲げる者　当該登記に係る資本金の額の増加が同号に定める株式の引受けによるものであること及び当該株式の引受けに係る法第八十条第二項に規定する内閣総理大臣の決定の日
二　法第八十条第二項第二号に掲げる者　当該登記に係る株式会社の設立が施行令第四十二条の六第三項第一号イに掲げる株式の引受けによる同号の金融機関又は銀行持株会社等の資本金の額の増加に伴うものであること、当該金融機関又は銀行持株会社等が行う株式移転により当該株式会社が当該金融機関又は銀行持株会社等の法第八十条第二項第二号に規定する株式移転設立完全親会社となつたこと及び当該株式の引受けに係る同項に規定する内閣総理大臣の決定の日

第三十一条第四項を削り、同条第五項中「第八十一条第六項」を「第八十一条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十一条第六項」を「第八十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とする。